

## 第2回志摩地域保育所・幼稚園一体化施設整備検討委員会における要望事項

**Q 和具幼稚園を志摩幼保園の構成機関とし、冬休み・春休みの預かり保育の実施をしてほしい。**

A 志摩市では、今後、幼保園内に整備する幼稚園の預かり保育は、保育所に合わせ冬休みや春休みも実施していきます。

志摩市立幼保園設置条例では、幼保園の名称だけでなく位置も定め、志摩幼保園は和具660番地に置くとし、志摩幼保園の構成機関は志摩幼稚園と志摩保育所の2施設となります。

しかし、和具幼稚園は和具3173番地に位置し、志摩幼保園の構成機関には成り得ないため、預かり保育は従来どおりとなります。

**Q 和具幼稚園も幼保園に入る幼稚園と同様に冬休み・春休みの預かり保育の実施をしてほしい。**

A 志摩幼保園内に整備する志摩幼稚園の定員は120人とし、志摩町内に居住する4歳児・5歳児全員を受けることができます。このため、冬休み・春休みの預かり保育が必要な保護者の方は、志摩幼稚園をご利用ください。

**Q 志摩幼保園では1階で3歳児の保育ができるよう、志摩幼稚園の定員を設けてほしい。**

A 志摩幼保園は志摩地区全ての保育所・幼稚園を集約し、児童・園児全員が入所・入園できるよう整備します。

23年3月11日付で、和具保育所保護者会から1階の志摩幼稚園の入園児数によって志摩保育所3歳児の保育室の部屋割が1階と2階に左右されることの無いよう、志摩幼稚園は定員を設け和具地区以外の児童の入園を優先してはどうか？との要望をいただきました。

24年4月に4歳児と5歳児になる児童を、和具地区と和具地区以外に分けた場合、下記の表のとおりとなります。

(平成23年4月1日現在の住民基本台帳から)

24年4月のクラス	片田	布施田	越賀	御座	和具地区以外の計	和具
4歳児(19.4.2~20.4.1生)	5	9	12	3	29	20
5歳児(18.4.2~19.4.1生)	10	9	6	3	28	33

市では越賀保育所や御座保育所の施設は老朽化しているため、両地区の保護者の方にはこれまで緊急避難移転をお願いしてまいりましたところ、和具幼稚園と志摩幼保一体化施設への二重送迎は負担になるとのご意見をいただきました。

表をご覧くださいと、来年、和具地区以外の4歳児は29人、同じく5歳児は28人で、志摩幼稚園の定員を60人とした場合和具地区以外の児童を受け入れることは可能です。

しかし、和具地区の保護者で4歳以上児と4歳未満児の兄弟姉妹がいる場合、全員が2か所送迎に賛同していただけるのでしょうか？

保育所では保育に欠ける乳幼児を保育する施設であることから、保育の実施の決定に当たって適正公正を期するために「保育実施基準に基づく保育指数」を算出し、この保育指数の高い世帯が優先して入所できます。

一方、幼稚園では保育所のような入所制限は無く、志摩幼稚園では和具地区以外の児童の入園を優先することは好ましくありません。

また、平成21年11月に策定しました「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」の再編方針では、保育所・幼稚園は、保護者の生活スタイルに合わせて施設を選ぶことができるため、地域や学校区にとらわれず選択することが可能としています。

このようなことから、就労形態等により冬休みや春休みの預かり保育が必要な保護者の方は、志摩幼保園内の志摩幼稚園をご利用ください。